

# 概要版

# 知立市耐震改修促進計画 (2021-2030)

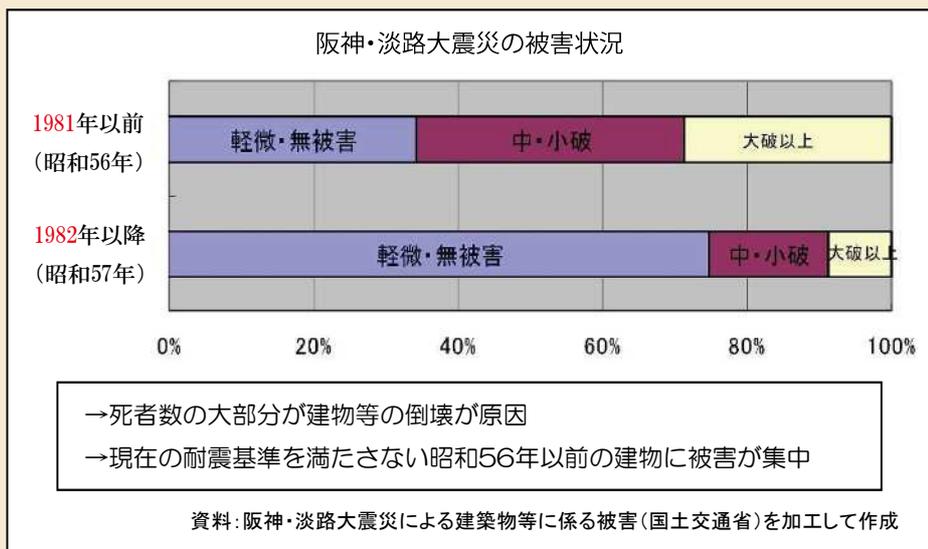
知立市 2021年3月作成

## 背景と目的

1995年1月の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数のうち約9割が住宅等の倒壊によるものでした。特に昭和56年以前に建築されたものに大きな被害が発生しました。この教訓を踏まえて、2008年(平成20年)3月に「知立市耐震改修促進計画」を策定し、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する補助等耐震化に対する様々な取り組みを進めてきました。

一方、近年においても、2011年3月の東日本大震災、2016年4月の熊本地震、2018年9月の北海道胆振東部地震など、大規模な地震が頻発し、さらに、「南海トラフ巨大地震」の発生が危惧されるなか、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

本計画は、こうした状況を踏まえ、今年度までを計画期間としていた「知立市耐震改修促進計画2014」を改定し、新たな目標の設定とその実現をめざした取り組みを示すものです。



## 対象区域と計画期間

知立市全域を対象に、2021～2030年度を計画期間とします。

計画内容や目標について、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、必要に応じて2025年度に中間見直しを検討します。

## 対象建築物

全ての建築物を対象とします。

昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び建築物については、特に目標を設定して耐震化の促進を図っていきます。

この冊子に関するご質問ご相談がございましたら、下記までお問い合わせください。

知立市役所 建設部 建築課

TEL:0566-95-0128 FAX:0566-83-1141

E-mail:kentiku@city.chiryu.lg.jp

「知立市耐震改修促進計画」の本編は、下記のホームページでご覧になれます。

知立市役所ホームページ

<https://www.city.chiryu.aichi.jp/>

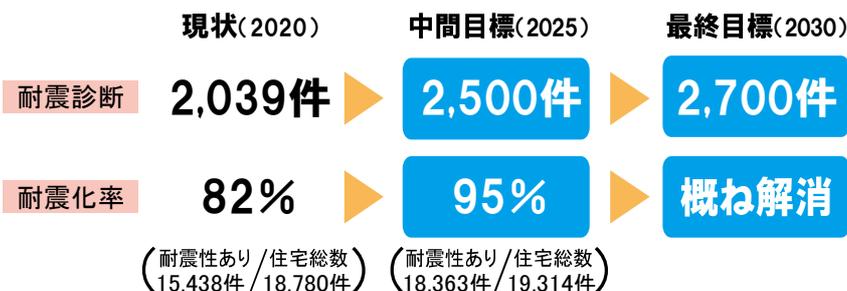
# 1 耐震診断・耐震化の現状と目標

「住宅」、「多数の者が利用する建築物」、「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」、及び「地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物」のそれぞれについて、2025年度、2030年度における耐震診断・耐震化の目標を定めます。

## 1. 住宅

➡ 戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）など、全ての住宅

耐震診断が実施された住宅は、2,039件でした。今後は、住宅の耐震診断の目標を、2025年度までに2,500件、2030年度までに2,700件とします。  
また、住宅の耐震化率は82%であり、2025年度までに95%、2030年度までに概ね解消することを目標とします。



## 2. 多数の者が利用する建築物

➡ 一定規模以上の学校、病院、集会場など、多くの人利用する建築物

多数の者が利用する建築物は、耐震化率が93%であり、耐震性が不十分な建築物は24棟あります。耐震化率を、2025年度までに98%、2030年度までに概ね解消することを目標とします。



## 3. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

➡ 建物内で一定量以上の危険物を貯蔵したり、処理したりする建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物について、耐震性が不十分な建築物は10棟あります。現状からの耐震化進捗率を、2025年度までに90%、2030年度までに概ね解消することを目標とします。



## 4. 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物

➡ 「地震発生時に通行を確保すべき道路」に接しており、一定以上の高さがあることで、地震によって倒壊すると通行を妨げてしまうおそれのある建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物について、耐震性が不十分な建築物は74棟あります。現状からの耐震化進捗率を、2025年度までに90%、2030年度までに概ね解消することを目標とします。



## 2 耐震化促進のための取り組み

### 1. 耐震化支援策

- 耐震診断・耐震改修等に係る支援事業
- 耐震改修促進税制等
- 公的機関による耐震改修支援

3にて補足説明

### 2. 耐震化の普及啓発

- 木造住宅の耐震化の普及・啓発
  - ・耐震診断ローラー作戦
  - ・耐震出前講座
  - ・耐震診断ダイレクトメール
  - ・耐震改修相談会の実施
  - ・低コスト耐震化工法の普及
- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の普及・啓発
- 耐震化に関する意識啓発・情報提供
  - ・地震防災マップの作成、配布
  - ・市内イベント等でのPR
  - ・改修事業者や改修費用についての情報提供
  - ・インターネットによる情報提供
  - ・広報・町内回覧によるPR

耐震改修相談会の様子



### 3. 関連する安全対策

- 地震時の予防対策
  - ・ブロック塀の安全対策
  - ・耐震シェルター等設置の対策
  - ・落下物の安全対策
  - ・エレベータの安全対策
  - ・家具の転倒防止対策
  - ・建築物の敷地の安全対策
- 地震時の応急対策
  - ・防災ラジオ等による迅速かつ正確な情報伝達
  - ・避難行動要支援者支援制度の活用推進
- 県・関連団体等と連携した取り組み
  - ・地域の建築関係団体等との連携
  - ・専門家の養成の支援・協力
  - ・学校教育との連携
- 地域と連携した取り組み

3にて補足説明

耐震シェルター展示の様子



### 3 耐震化支援策の概要

#### 1. 耐震診断・耐震改修等に係る支援事業

##### (1) 住宅等に対する支援事業(継続)

2021年3月時点

国・県と協力し、住宅の耐震診断と耐震改修等の補助を行っています。耐震改修、解体については、耐震診断を受けて、耐震改修等が必要と判断された住宅が対象です。詳しくはホームページをご覧くださいか、建築課にお問い合わせ下さい。



区分		概要
耐震診断	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を行う。
	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する。
耐震改修	木造住宅	一般型 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
		段階的 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の段階的耐震改修(耐震診断の判定値を2段階で1.0以上にする工事)の費用の一部を補助する。
	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
解体	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体費用の一部を補助する。
耐震シェルター	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルターの設置費用の一部を補助する。
ブロック塀等撤去	ブロック塀等	避難路沿道等に接面し、倒壊による被害のおそれのあるブロック塀の撤去を行う場合に、ブロック塀撤去費の一部を補助する。

##### (2) 住宅等に対する支援事業(拡充)

「多世代居住の推進と合わせた耐震化の支援」や「補助金の代理受領」の制度を創設し、住宅の耐震化に消極的な高齢単身世帯や高齢者のみ世帯等に対してきめ細やかな対応を行います。詳しくはホームページをご覧くださいか、建築課にお問い合わせ下さい。

多世代居住の推進と合わせた耐震化の支援のイメージ



代理受領制度のイメージ

当初の費用の負担が軽減



#### 2. 耐震改修促進税制

2021年3月時点

住宅や建築物の耐震改修を行った場合に、所得税控除等の支援が受けられるようになっています。詳しくはホームページをご覧くださいか、建築課にお問い合わせ下さい。

区分	概要
所得税	居住者が2014年4月1日から2021年12月31日までの間に、自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修をした場合、一定の金額をその年分の所得税額から控除する。
固定資産税(家屋)	昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)について、一定の割合で減額する。